

京都大学文学部・文学研究科 性の多様性に関わるガイドライン（学生版）

令和6年1月18日教授会制定

0. 基本理念

京都大学文学部・大学院文学研究科は「京都大学文学部の理念と目標」として、「人類の文化の継承と調和ある共存に寄与し、深い専門知識と広い教養を具え、知の創造の担い手となり、かつ倫理性にも優れた学生を育成する」こと、「人類の文化全般についての多元的・総合的探求を推進する」こと、「人権を尊重し、環境に配慮した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える」ことを掲げています。こうした理念に照らし人文学の教育・研究・就労の場である文学部・文学研究科（以下本研究科）において、様々な個性を持った学生・教職員が安心して学び、働くことができる場を作り出す責務があると考えます。

本研究科は、性別、障害、性的指向・性自認、国籍、エスニシティ、宗教、信条、年齢などに関わらず本研究科の構成員が個人として尊重され、その属性によって不利益を被ることなく、互いの価値観を認め合うことができる環境の実現に向けて努力していきます。

以下に策定したガイドラインは、そうした理念の実現に向けて、性の多様性に関わる本研究科の基本姿勢と方針、そして当事者・非当事者を問わず、現在の京都大学の規則や事務手続の枠組みの中で学生・教職員のみなさんのために有用であると考えられる情報をまとめたものです。このガイドラインを上記の理念の実現に向けた第一歩とし、それぞれの当事者のニーズに耳を傾けながら、今後本研究科を構成する学生・教職員との議論を通じて適宜改訂し、具体的な実現を図っていきます。

1. 学生ひとりひとりのために

本研究科は授業や様々な啓発活動を通じて学生の性の多様性への理解を広げていくことに努めます。

みなさんが授業や課外活動等の場で周囲の言動によって悩んだり傷ついたりするようなことがあった際には、ひとりで抱え込まずに8. に挙げる文学部相談室や全学の相談窓口にご相談してください。

また、差別的な言動を行わないことはもちろん、友人から知り得たプライベートな情報を本人の意図に反して伝えるような行為は決してしないでください。

非当事者も含めた学生のみなさんには以下のことへの配慮をお願いします。

- ・ 授業や課外活動において、学生や教職員に性的マイノリティがいることを前提とした言動を心がけてください。
- ・ あなたのまわりに、性的マイノリティであることを公にしている人や、もしかしたらそうではないかと思われる人がいても、そのことをからかうような言動は絶対しないでください。逆に特別扱いする必要もありません。
- ・ あなたの友人について、友人から知り得たプライベートな情報を、誰であろうと第三者に本人の意図に反して伝えることは、その友人を大きく傷つける結果になることがあります。カミングアウトを受けて、どうしたらよいか分からないというときには、ひとりで抱え込まずに、8. に挙げられている文学部相談室や全学の相談窓口にご相談してください。

本研究科の教職員には「京都大学文学部・文学研究科 性の多様性に関わるガイドラインと心得（教職員版）」を配布し、性的マイノリティへの理解と配慮を求めています。教職員の対応に疑問がある場合には、教務掛ないしは8. で挙げられている窓口にご相談ください。

2. 氏名・性別の情報とその管理について

氏名と性別は、個人のアイデンティティに関わるとても重要な情報であり、本学では慎重にその取り扱いを定めています。現在本学での氏名・性別の情報の扱いは下記のようになっています。

2. 1. 氏名の変更について

2. 1. 1. 通称の使用について

本学は性の多様性を尊重し、該当する学生に通称使用を認めています。

通称の使用が認められると、学籍簿に記載する氏名が変更され、大学内で使用するあらゆる氏名は原則として通称に変更され、学生証、学位記をはじめとする各種証明書、大学から送付する文書などにも通称が使用されます。

申請された通称は、保護者等への連絡の際にも用いられます。その点も十分に考慮した上で通称の使用を申請してください。

【必要な手続き】

- ① 通称使用を希望する学生は、教務掛にて「旧姓等使用申出書」を提出してください。
性の多様性を理由にした通称使用では、証明書類の添付は不要です。
- ② 研究科長が通称使用を承認すると「旧姓等使用申出受理通知書」とともに、通称を記載した学生証を交付します。

学位記等では本人の希望があれば、戸籍上の氏名のみの表記、または通称と戸籍上の氏名の併記が可能です。希望する場合は別途、教務掛に申し出てください。

ただし、法令等で戸籍上の氏名の使用が義務づけられた文書では通称の使用ができません。

卒業後の証明書の交付に当たっては、原則として卒業時の学籍簿に記載された氏名で交付されますので、通称使用を申し出て卒業した場合には通称が記載されます。卒業後の変更は認められませんので注意してください。

【旧姓又は通称使用証明書】

通称と戸籍上の氏名との同一性の証明は、学生が自己の責任において行うものとされていますが、大学が通称使用を認めたことを記載した証明書を発行することができます。旧姓又は通称使用証明書を希望する場合は、別途、教務掛に申し出てください。

【新入生の対応について】

学部新入生は入学試験時の手続を通称で進めている場合には、入学時から通称を使用することができます。入学手続きの際に教務掛まで申し出てください。

大学院進学の際、京大からの進学の場合には、学部生の間に通称の使用を届け出ていれば、そのまま通称を使用することができます。他大学から大学院に進学する場合は、入学手続きの際に教務掛まで申し出てください。

通称使用に関して疑問がある場合には、教務掛または教務企画課(全学)にお尋ねください。

2. 1. 2. 戸籍上の氏名を変更した場合

戸籍上の氏名を変更した場合は、教務掛で改名手続きを行ってください。

2. 1. 3. メールアドレスの変更について

大学のメールアドレスには自動的に氏名のアルファベット表記が組み込まれていますが、氏名が変わった場合や通称を使用している場合、あるいはストーキング被害を受けている場合などに変更することができます。情報環境支援センター(学術情報メディアセンター南館1F)にお問い合わせください。

2. 2. 性別について**2. 2. 1. 性別の記載について**

学生の性別に関しては、学籍情報に登録されており、現状では「女子」か「男子」のいずれかとなっています。履修者名簿には性別は記載されていません。また、各種統計情報に利用されています。

教員の会議等では、性別情報を含む個人情報については慎重に取り扱います。

本学で発行する証明書等の性別の記載の有無については以下のようになっています。

【性別の記載がないもの】

学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)、通学証明書、在学証明書(和文・英文)、卒業・修了(見込)証明書(和文・英文)、退学証明書(和文・英文)、学業成績証明書(和文・英文)、学業成績及び卒業・修了(見込)証明書、研究指導認定(退学)(見込)証明書、健康診断結果通知書、学研災傷害保険加入証明書、国費留学生受給証明書

【性別の記載があるもの】

健康診断証明書、健康診断書及び紹介状

これらについては、性別の記載を削除することはできません。

2. 2. 2. 性別の変更について

性別の変更については、現在明確な定めはありません。性別の変更を希望する場合にはまずは教務掛にご相談ください。

3. トイレ・更衣室の利用について

3. 1. トイレ

文学部校舎一階および文系学部校舎一階にはそれぞれ「多目的トイレ」が設けられています。また、全学についても各所に設置されている「多目的（車いす対応）トイレ」が性別に関係なく利用できます。

本研究科は性自認にもとづくトイレ使用に関して適切な配慮を行いたいと思います。具体的な対応については個別の状況及び環境的要因に応じて検討が必要になりますので、トイレの使用にあたって、相談のある場合は、教務掛まで相談してください。

3. 2. 更衣室

スポーツ実習の際の更衣室の使用にあたって配慮が必要な場合には国際高等教育院共通教育教務掛にご相談ください。

課外活動における更衣室の利用にあたって配慮が必要な場合には教育推進・学生支援部厚生課窓口にご相談ください。

4. 健康診断について

年に一度行われる学生の健康診断は、男性と女性に分けて実施されています。ただし、事情がある場合、本人からの希望があれば、個人で健康診断を受けることができます。健康診断にあたって配慮が必要な場合には、以下の部署に相談してください。

連絡先 075-753-2407 健康管理室 看護師

メールアドレス：nurse@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp（看護師と対応事務）

不在の場合 075-753-2331 環境安全保健課 特定職員

5. 実習科目、合宿など宿泊を伴う行事について

実習・合宿などの実施に当たって配慮が必要な場合には、まずは責任者となる教員にご相談ください。もし教員に相談するのがむずかしい場合には、教務掛までご相談ください。

6. 寮・宿舎

本学では女子寮を除き、入寮の条件において性別は要件としておりません。学生寮の申込みや入寮にあたって配慮を必要とする場合には、教育推進・学生支援部厚生課窓口までご相談ください。

7. 式典などでの服装と身なり

入学式・卒業式等の式典には、参加するみなさんそれぞれの多様なアイデンティティに基づいた服装や身なりで参加することができます。式典にふさわしい自分らしい服装や身なりでご参加ください。

8. 相談・サポート

京都大学および本研究科では以下のような相談窓口を設けています。いずれの窓口でも相談内容の秘密は守られます。

相談内容によっては、学内外の他の相談窓口を紹介し、連携して対応します。もちろん、連携の範囲や内容については事前に本人に確認します。

・学生相談窓口

〔文学研究科・文学部〕

相談室（要予約）

総合研究2号館236号室

毎週火曜日・金曜日と、第2・第4水曜日 9：30～16：30

（各開室日の12：30～13：30は休室）

電話：075-753-2723（内線2723）

※開室日のみ対応可。なお、面接中は電話対応いたしかねますので何卒ご了承ください。

E-mail: bun-soudan@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
<https://www.bun.kyoto-u.ac.jp/counseling/>

〔全学〕

学生総合支援機構 学生相談部門

・吉田相談室

電話：075-753-2596

E-mail: yoshida-ssc@mail.assdr.kyoto-u.ac.jp

・ハラスメント相談

〔文学部/文学研究科〕

ハラスメント相談窓口

E-mail: S-H.soudan@bun.kyoto-u.ac.jp

※窓口委員の教員および職員4名にメールが届きます。

※窓口委員は年度によってかわります。

窓口委員については京都大学ホームページ「京都大学におけるハラスメントの防止と対応について」

(<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human-rights/harassment>) より「相談窓口」をご覧ください。

〔全学〕

ホームページ情報

「京都大学におけるハラスメントの防止と対応について」

(<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human-rights/harassment>)

公正調査監査室通報・相談掛（全学のハラスメント相談窓口）

電話：075-753-5139

E-mail: kc-madoguchi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

受付時間：原則として9時～17時（土日祝除く）